

商品概要説明書

(2025 年 1 月 6 日現在適用中)

1. 商品名	・ 年金定期預金
2. ご利用できる方	① 国民年金・厚生年金・共済年金・労災年金の公的年金を当行でお受取りいただいている方。 ② 上記①の公的年金を当行でお受取り予定の方。ただし、年金(裁定)請求書等により当行受取指定確認後、8ヶ月以内に年金入金予定の方。 ③ 制度上、公的年金受給資格を持たない満65歳以上の在日外国人の方。 ※上記①②については、この預金の満期日まで当行で公的年金のお受取りを継続されることが条件となります。
3. 預入期間	・ 1 年のみ ・ 預入時のお申し出により自動継続(利払式のみ)の取扱いができます。満期日に当行が年金定期預金の取扱いをしており、かつ「2. ご利用できる方」および「5. 預入方法」の条件を満たしている場合は、引続き年金定期預金に継続します。
4. 取扱期間	・ 2025 年 1 月 6 日から 2025 年 12 月 30 日まで
5. 預入方法	・ 当行本支店の窓口で、100 円以上 1 円単位 1 人 200 万円以内でお預入れできます。(年金受取指定口座開設店以外でもお預入れできます。) ・ 複数店舗でのお取扱いもできます。
6. 払戻方法	・ その定期預金をお預入れいただいた営業店の窓口にて、満期日以後に元金と利息を一括して払戻します。
7. 利息 (1)適用金利 (2)利息支払 (3)計算方法 (4)課税	・ お預入時の利率(スーパー定期預金 1 年もの店頭表示レート+0.10%)を満期日まで適用します。(固定金利) ・ 満期日(自動継続する場合を除きます。)経過後に解約するときは、満期日から解約日までの利率は解約日の普通預金利率を適用します。 ・ 自動継続扱いの場合の継続後の利率は、「3. 預入期間」中に引続き年金定期預金に継続できる場合においては継続時の年金定期預金の利率を適用します。 ・ 満期日以降に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算によります。 ・ 20%の源泉分離課税(国税 15%、地方税 5%)となります。(※) ※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの 25 年間、復興特別所得税が付加されることにより、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)となります。 ・ 法令に定められた条件を満たすお客さまの場合は、所定の手続きによりマル優(非課税)の取扱いを受けることができます。
8. 付加できる 特約事項	・ 個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.50%を上乗せした利率)
9. 中途解約時の 取扱い	・ やむを得ず満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた別表に定める中途解約利率(小数点第 4 位以下切捨て)により計算した利息とともに払戻します。
10. 預金保険の適用	・ 適用されます。(1 人当たり元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます。)
11. その他参考 となる事項	・ 自動機での預入はできません。 ・ 「2. ご利用できる方」の条件を満たさなくなった方の自動継続扱いの年金定期預金は、満期日に自動的に元利金を利息受取口座に入金する取扱いとなります。 ・ 金利情勢等に伴い、お客さまに事前の通知なく、新規・継続のお取扱い中止および上乗せ金利等優遇内容の変更をすることがあります。

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会
連絡先：全国銀行協会相談室
電話番号 0570-017-109 または 03-5252-3772